平成２３年（フ）第６４号
茨城県神栖市知手2974番地246
債務者　福岡　千絵（旧姓亀金谷）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０３号
茨城県常総市菅生町3606番地３
債務者　坂巻美津子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６３８号
千葉市中央区長洲２丁目30番13号　コーポすみれ202号
債務者　渡部　　將
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９０号
千葉市若葉区桜木６―17―14桜コーポ103号、住民票上の住所千葉県市原市西五所18番地１県営住宅10棟105号
債務者　塚田　　正
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９７号
千葉市稲毛区作草部２丁目10番34号
債務者　吉池志保子（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２５号
千葉県浦安市富士見５丁目17番23―212号　グリーンコーポ
債務者　鈴木　博子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３０号
千葉市若葉区みつわ台５丁目13番４号　クレストマンション501号
債務者　大木　麻帆
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８４号
千葉市中央区蘇我町５－４－２　Ｆ．Ｉ．Ｓ蘇我寮
債務者　伊良皆健次
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１８号
金沢市大額３丁目328番地、従前の住所石川県白山市鶴来桑島町131番地１
債務者　橋本　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２８号
石川県白山市福留南１丁目16番地
債務者　山條　敬三
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５０号
大津市伊香立生津町380番地、前住所大津市伊香立南庄町1644番地
債務者　伊藤由紀恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６１号
大津市神領２丁目31番41号
債務者　菊永　邦彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
兵庫県加古川市新神野２丁目19番４―211号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町溝之口151番地の１　エンブレイス加古川110号
債務者　小西　護千
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市豊富町神谷19番地７
債務者　太田　佳孝
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３００号
兵庫県姫路市西庄甲177番地１　県住４棟129号
債務者　赤松千代美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市国府町町屋274番地
債務者　牧田　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目５番３号
債務者　山中　敦雄
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鳥取地方裁判所民事部